

《業務委託契約に関する注意事項》

1 前金について

請負代金額（税込）が300万円以上の業務委託（建設工事にかかる設計（監理を含む）・調査・測量業務に限る）は、前金請求が可能となります。

令和6年4月1日以降、東日本建設業保証株式会社（注）の前払金保証については、従来の紙媒体での前払金保証に加え、電子媒体での前払金保証の対応が可能となりましたので積極的にご利用ください。

・東日本建設業保証株式会社の電子媒体（電子保証）の手続きについて

手順1 東日本建設業保証株式会社と前払金保証にかかる【電子保証】の手続きを行ってください。また、保証契約の締結に先立って事前の準備（審査・調査など）が必要となる場合がありますので、東日本建設業保証株式会社にご確認ください。東日本建設業保証株式会社の下記HPを参考にしてください。

<https://www.ejcs.co.jp/e-surety/how-to-use/>

手順2 前金請求時に東日本建設業保証株式会社から提供のありました「認証キー」と「保証契約番号」（※電子保証の内容を確認するためもの）を前金請求書に表記の上、前払金保証を除く前金請求書などを従来どおりの提出先である工事管理課に提出願います。

（注）「西日本建設業保証株式会社」、「北海道建設業信用保証株式会社」も手続き可能です

2 契約書の作成方法について

以下の順番で製本テープなど活用し、契約書を2部製本（作成）してください。順番が多少前後しても問題はありません。受注者の押印箇所は、契約書表紙の受注者名部分（右下）、印紙貼付部分（印紙の添付自体は1部のみ）、製本テープなどを活用し製本した部分（表と裏）です。

- ① 契約書表紙
- ② 川口市業務委託契約基準約款
- ③ 建築士法関係の様式

※工事担当課の承諾印（承諾日は落札決定日から契約日の日付）のあるもの

